

2024(令和6)年度伊賀市立三訪小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方)

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 三訪小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、管理職、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ問題相談員、県・市から派遣されるスクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(開催時期) 学期に1回程度

(機能) いじめ問題に関わる年間計画を作成する。

いじめ防止に関する取組の検証を行う。

いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア マニフェスト、学校経営方針から

お互いが、かけがえのない生命をもった人間として尊重しあい、それぞれが違った個性を持つ人間であることを自覚し、新しい時代を生き抜いていくための活力と豊かな人間性を身につけることが本校教育の基本である。

イ 人権・同和教育の取組、仲間づくりの取組

- ・すべての教科を通して、人権意識の高揚につながる授業づくりに努め、すべての児童に自己肯定感を育む取組を進める。
- ・「くらしを見つめる」営みを意識して取り組む。
- ・厳しい状況で暮らす子どもをはじめすべての子どものくらしの課題や願いを掘り起こし、お互いのくらしを高めていく取組を進める。
- ・子どもが安心感を抱き、自分の思いや考えを表現できる学習環境をつくる。
- ・一人ひとりがしっかりと自分の思いが出せ、なかまとのつながりを大切にできる学級活動や児童会活動を充実する。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・自分の気持ちや相手の気持ちを知り合う場面を積極的につくる。
- ・様々な人とのコミュニケーションを図り、協力・協働する子どもを育成する。
- ・人との出会いや体験活動等に取り組む中で、社会的自立をめざす教育を進める。

エ 自尊感情・自己有用感・自己肯定感の育成

- ・一人ひとりが活躍できる学習活動・授業づくりに取り組む。
- ・子ども一人ひとりを理解し、子どもたちの自尊感情を高める取組を進めるとともに、自らなかまを求め、つながり、共に高まろうとする集団の育成に努める。

- ・異学年集団の中で、縦のつながりを大切に、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う取組を進める。

オ 児童会の取組

- ・集会等で、いじめに関わる内容について考え合う。(仲間意識をつくる)
- ・児童議会や三訪っ子集会等を利用して、子ども相互で自分たちの課題を知り解決しようとする機会を持つ。

カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

- ・児童の様子や学級の取組を交流し、課題を共有し、解決に向け話し合う。
- ・いじめ防止等に対する教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- ・学校基本方針・三重県いじめ防止条例等について保護者や地域の理解を得る。
- ・家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査の実施

- ① 児童対象 年3回(5月、10月、1月)
- ② 保護者対象 児童アンケートと同時期に任意で行う。

イ 教育相談の実施

- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 担任等による定期的な教育相談
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ問題相談員の活用
- ④ ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用

ウ 日常的な生活ノート・日記帳、家庭訪問

- ・日常生活で起こる様々な出来事や子どもの日記や作文・教育相談等を通して、一人ひとりの思いや願いにせまり、個々の悩みや集団としての課題を見つけ、その解決をめざす。
- ・日常的に家庭訪問を大切に、保護者との連携を図り、信頼関係を築く。

エ 教職員の情報共有体制

- ・校内研修(月3回)の中で、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる児童生徒の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童にあてる。

「いじめが解消している」要件として①「いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいること」②「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」とし、その後も、再発等を考慮に入れ、注意深く観察する。

イ 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、三訪小学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

(4) いじめ防止基本方針に基づく取り組みの評価

学校評価の項目に位置づけ、達成状況を評価する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の三訪小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。（児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む）

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。